

○東京工業大学大学院における転系及びコース変更に関する規程

平成23年 3 月31日

規程第10号

改正 平28程11

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号）第26条の規定に基づき、東京工業大学大学院（以下「大学院」という。）における転系及びコース変更の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「転系」とは、大学院学生が、所属する系と異なる系に所属を変更することをいう。なお、技術経営専門職学位課程に所属する学生が系に所属を変更し、新たにコースを選択する場合及び系に所属する学生が技術経営専門職学位課程に所属を変更する場合を含むものとする。

2 この規程において「コース変更」とは、大学院学生が、系において選択するコースと異なるコースに選択を変更することをいう。

(対象学生)

第3条 転系及びコース変更（以下「転系等」という。）の対象となる学生は、大学院の修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程の学生とする。

(転系等の時期)

第4条 転系等の時期は、各学期の始めとする。

(申請)

第5条 転系等を希望する大学院学生（以下「転系等希望者」という。）は、選択するコースのコース担当教員会議又は所属する技術経営専門職学位課程の技術経営専門職学位課程担当教員会議の承認を得て、別に定める転系・転コース願を、所属する学院の長を通じて、学長に提出しなければならない。

2 前項により志願できる系及びコースは、一に限るものとする。

(申請の時期)

第6条 申請の時期は、前学期から転系等を希望する場合にあつては前年度の1月末日まで、後学期から転系等を希望する場合にあつては当該年度の7月末日までとする。

(選考)

第7条 第5条第1項により願い出を受理した学長は、当該転系等希望者が転系等を志望する系若しくは技術経営専門職学位課程又はコース（以下「受入コース等」という。）を置く学院（以下「受入学院」という。）の長に、受入れの可否について審査を付託するものとする。

2 前項の審査の付託を受けた受入学院の長は、受入コース等の主任に、当該転系等希望者の学修状況等に基づき、受入れの可否についての審査を付託するものとする。

3 受入学院の長は、前項の審査において受入れが可とされた場合は、当該学院の教授会において、当該転系等希望者が転系等をしなければならない特別な事情が

あると認める場合は、受入れを可とし、当該審査結果を学長に報告する。

(許可)

第8条 前条の報告を受けた学長は、当該転系等希望者が所属する学院の教授会においても、当該転系等希望者が転系等をしなければならない特別な事情があると認められた場合は、転学院等を許可する。

2 転系等を許可された者は、原則として再び転系等をすることはできない。

(既修得単位の取扱い)

第9条 転系等をする前に選択していたコース又は技術経営専門職学位課程（以下「コース等」という。）において修得した単位については、受入コース等において修得したものとみなす。

2 前項に規定するもののうち、講究科目等の必修科目にあつては、別に定める転系及び転コースに伴うコースの必修科目としての許可願を提出し、受入コース等及び受入学院の承認を受けることにより、受入コース等における講究科目等の必修科目を修得したものとして認定することができる。

3 前項に規定する許可願は、第5条に規定する申請と併せて提出するものとする。

(在学年限)

第10条 転系等をした者の在学年限は、転系等をする前に在学した年数（休学期間を除く。）を通算する。

(休学期間)

第11条 転系等をした者の休学期間は、転系等をする前に休学した年数を通算する。

(留意事項)

第12条 転系等をする前に選択していたコース等においてプログラム等に所属していた大学院学生にあつては、転系等をするることにより、当該プログラム等の所属ではなくなる場合があることについて、留意するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、転系等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.4程11）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に本学に在籍する者（平成28年4月1日以降に大学院研究科に再入学及び転入学する者を含む。）については、改正後の東京工業大学大学院における転系及びコース変更に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。